

山辺里小学校いじめ防止基本方針

山辺里小学校

当校は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」とする)の第13条により「山辺里小学校いじめ防止基本方針」を、以下の通り定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、「いじめ・不登校対策委員会」(以下「当組織」とする)を中核に管理職、学級担任等で組織する。当組織は必要に応じ外部専門家(心理や福祉の専門知識を有する者)等の参加を依頼する。

当組織を中核とし、いじめの防止等の対策のための措置及び、重大事態への対処を以下のとおり行う。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

1 いじめの防止について(未然防止のための取組)

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であるため、学校生活全体を通して行う。
- (3) 集団づくりや社会性の育成を通して、人と関わることの喜びや大切さに気づき、人の役に立っていることや、人から認められているといった自己有用感を感じることができるよう活動を工夫して行っていく。

【いじめ防止の取組】

時 期	内 容
1 学期	・「いじめ防止基本方針」の共通理解 ・一人一鉢運動 ・学級力アンケート ・運動会・ふれあいウォーク ・Q-U および教育相談
2 学期	・マラソン大会 ・Q-U および教育相談 ・学級力アンケート ・文化祭 ・いじめ見逃しゼロスクール集会 ・スマイル集会 ・青空児童会祭り
3 学期	・6年生を送る会・学級力アンケート

【通年での取組】

- ・村上市の授業づくり、授業規律の定着
- ・道徳の時間の充実
- ・きずなタイム(毎週水曜日)
- ・子どもを語る会(学期1回)
- ・ミニ子どもを語る会
(職員終会において実施)



2 いじめの早期発見

- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめである可能性を疑い、早期発見に努めていく。
- (2) 早期発見の基本は、全職員が日ごろから児童との信頼関係を築くことである。児童のささいな変化を見逃さないことや、定期的なアンケート、教育相談の実施などを通して、児童の生活の様子を把握していく。
- (3) 気付いた情報は確実に全職員で共有し、速やかに対応する。
- (4) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、県のネットパトロール等と連携し早期発見に努める。

【早期発見のための取組】

- ・職員終会時の児童についての情報交換
- ・学校生活アンケート（各学期1回）
- ・Q-U（1・2学期各1回）
- ・教育相談（年2回、必要があるときは随時）
- ・家庭訪問（7月、随時）
- ・欠席時の対応「子どもとともに1・2・3運動」（通年）
- ・学校評価アンケートの実施（7月・12月）

〈子どもと共に1・2・3運動〉

- 欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。（方法は問わない。）
- 欠席2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
- 欠席3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。

3 いじめに対する措置（いじめの対処）

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校長、教頭に報告し、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、全職員が問題解消に向けて、一丸となって対応する。
- (2) 被害児童を守ることを第一とし、加害児童に対しては、本人の人格的成長を促すことを主として、毅然とした態度で指導する。また、再発防止に向けて、関係者以外への指導を行う。
- (3) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

※ いじめ措置・対応については、別紙

4 重大事態への対処（設置者の指導・支援のもとで対応）

【重大事態の意味】

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- ・一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合

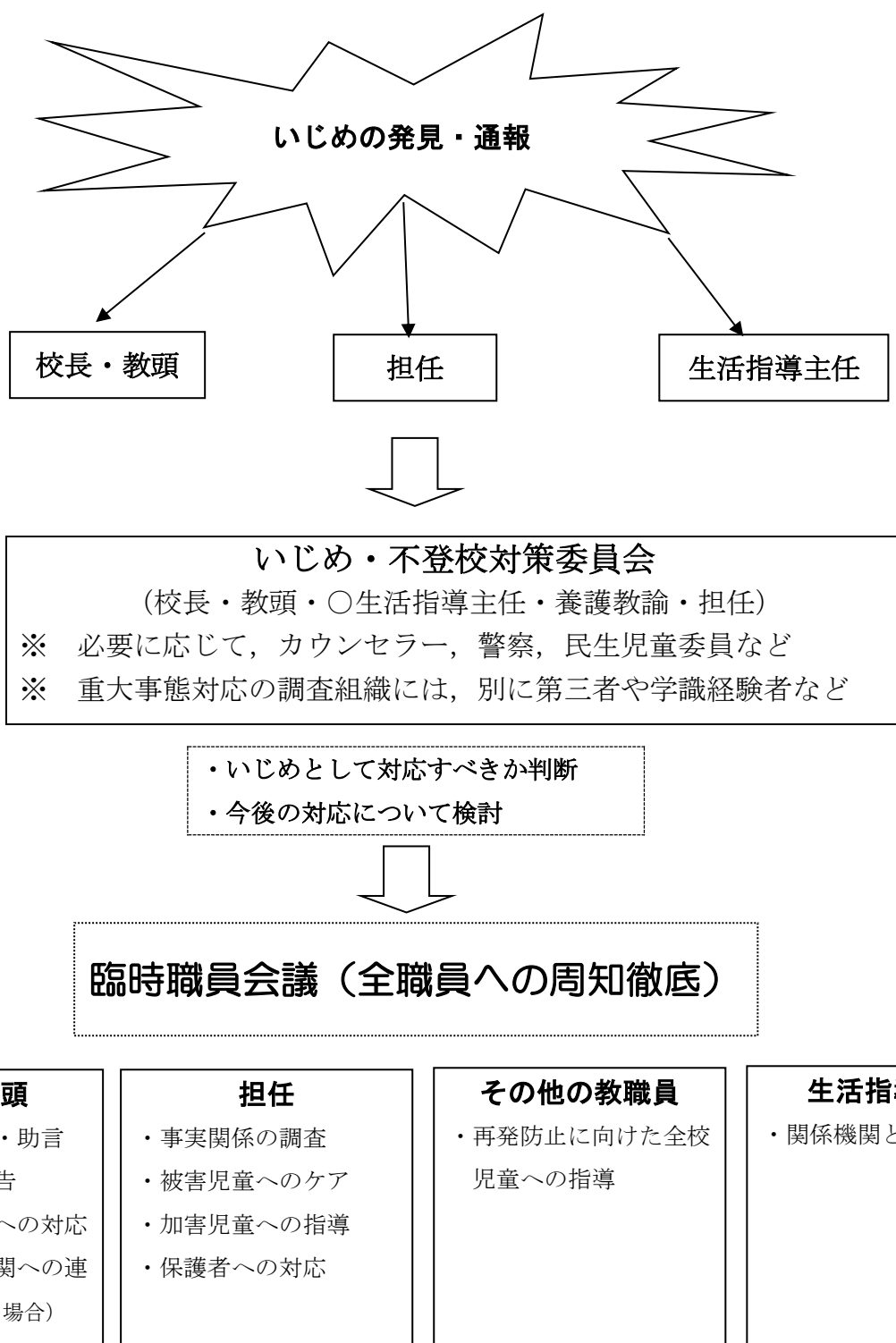
- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会に報告する。
- (2) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (3) いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (5) 当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

【重大事態対応行動計画】

- ① 設置者への報告
- ② 調査組織の設置（第三者の参加）
- ③ 事実関係明確化のための調査の実施
- ④ 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者へ）
- ⑤ 設置者への調査結果の報告
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置

5 その他

- (1) 学校説明会、山辺里小学校運営協議会で、基本方針、評価結果を説明し、趣旨の理解を図るとともに、意見を受ける。
- (2) 情報の適切な提供を行う。（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (3) いじめ防止の取組についての評価を職員アンケートで行う。
- (4) 評価結果を基に見直しを図る。（学校評価会議 8月・2月）
- (5) 保護者アンケート、児童アンケートの結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。



※ 対応の際，一方的な解釈で対処しないこと，プライバシーに配慮すること，保護者との連絡を密にすること，教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどに留意する。大切なのは，個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応である。